



15生畜第1309号
平成15年5月26日

各都道府県知事 へ

農林水産省生産局長

水産庁長官

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行
について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年7月24日農林
水産省令第35号）の一部が平成15年5月26日農林水産省令第50号をも
って別添のとおり改正されたところである。これに伴い、運用上の留意事項を
下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき
ご協力をお願いする。

記

飼料に起因して有害畜水産物が生産され、又はその可能性が生じた場合に
は、その原因の特定及び当該飼料の流通防止措置を迅速に行うことが必要と
なる。そのためには、当該家畜等に給与された飼料の使用実態の把握が不可
欠であることから、本改正において、飼料の使用後の帳簿の記載について定
めたものであり、畜産農家、養殖漁家等に対し十分指導されたい。

- 1 「当該飼料を使用した場所」については、使用した飼料ごとに当該飼料
を使用した家畜等が特定できるよう畜舎、群、房、生簀、池等可能な限り
具体的に記載すること。

なお、複数の場所で同一の種類の家畜等に対して、同一の飼料を使用し
ている場合にあつては、別表第1の1の（3）のクの（イ）から（オ）ま

でに掲げる事項をまとめて記載して差し支えない。

- 2 「当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称」について、自給飼料の場合は、その旨を記載すること。
なお、「譲り受けた相手方の氏名又は名称」は、当該事項が明記された購入伝票等を帳簿に添付して保存することで代えても差し支えない。
- 3 試供品等一度に使い切り、使用後に保存しない飼料についても、改正の趣旨から、当該飼料の使用後に保存する場合と同様の事項を帳簿に記載することが望ましい。
- 4 帳簿の保存については、改正の趣旨から、畜産物になるまでの期間等を考慮し、ブロイラーは2年間、採卵鶏は5年間、豚は2年間、牛は8年間、その他の家畜は適切な期間は保存することが望ましい。
なお、養殖水産動物についても、飼育期間等を考慮し、あゆは2年間、うなぎ、ぎんざけは3年間、その他については4年間保存することが望ましい。

別添

改正要旨について

1 飼料一般の製造の方法の基準関係

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（以下「成分規格等省令」という。）別表第1の1の（2）のケの表の飼料添加物のうち、バチルスサブチルス（その3）について定められた対象飼料が次の新旧比較表のように変更された（成分規格等省令別表第1の1の（2）のケ）。

飼料添加物名	対象飼料	
バチルス サブチルス（その3）	新	牛用、豚用及び鶏用
	旧	牛用及び豚用

2 飼料一般の使用の方法の基準関係

成分規格等省令別表第1の1の（3）に新たな規格が追加され、飼料は、使用後に次に掲げる事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければならないこととされた。

- （1） 当該飼料を使用した年月日
- （2） 当該飼料を使用した場所
- （3） 当該飼料を使用した家畜等の種類
- （4） 当該飼料の名称
- （5） 当該飼料の使用量
- （6） 当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称

3 施行期日

公布の日から施行することとされた。